

真庭市障がい福祉に関する実施計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）の概要

1. 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき定める市町村計画です。障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な数値目標や必要な見込量を定める「市町村障がい福祉計画」と、障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める「市町村障がい児福祉計画」を、一体のものとして策定します。

なお、本計画の名称については、本計画が障がい福祉サービス等の実行計画であることを明確にしつつ、法定計画であることが分かるように、「真庭市障がい福祉に関する実施計画（第6期真庭市障がい福祉計画・第2期真庭市障がい児福祉計画）」とします。

2. 計画期間

本計画と 主な関連計画	平成 30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
第2次真庭市総合計画	現行計画（令和6（2024）年度まで）					
第2次真庭市地域福祉計画	第2次計画					
真庭市障がい者計画	第3次計画					
真庭市障がい福祉に関する実施計画（真庭市障がい福祉計画・障がい児福祉計画）	5期計画（第1期計画）			（第2期計画）		
真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期計画			第8期計画		
まにわ食育・健康づくり計画	現行計画（令和7（2025）年度まで）					
真庭市子ども・子育て支援事業計画	前期計画		現行計画			



3. 基本理念の改訂

基本理念に「真庭市共生社会推進基本方針」に基づく共生社会の視点を加筆修正し、現行の計画を踏襲しながら引き続き実現を目指していく

平成30年に第3次真庭市障がい者計画を制定し、基本理念を「ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、全ての市民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら障がいのある人の自らの決定に基づく自立と社会参加を推進する共生社会の実現」としています。現行計画を踏襲しつつ、「真庭市共生社会推進基本方針」の4つの視点「1. 人の心」、「2. 人の行動」、「3. 社会の制度」、「4. 社会基盤」を踏まえてお互いを支え合い、助け会える社会を目指します。

4. 真庭市が目指す障がい福祉の姿と今回の計画の関係

真庭市において、障がいのある人が、地域移行し、住み慣れた場所で安心して日常生活を送るためには、公的な障がい福祉サービスの充実などに加え、地域の「互助」による支え合いの仕組みづくりを両輪として確立することが必要です。一方で、関係機関によるネットワークや相談体制、障がいへの理解促進が必ずしも十分に進んでいるわけではないため、今回の計画期間（令和3年～5年）は、障がいへの理解促進に向けた着実な取組、ネットワークや相談体制の整備を行うことを中心とし、近い将来、地域による支え合いの仕組みづくりに取り組めるよう、「土台」を作る計画として策定します。

5. 重点的に取り組むべき事項

真庭地域自立支援協議会や障がい者、家族等の関係団体から課題を聞き取り、重点的に取り組むべき事項に反映

- ①障がいのある人や障がい特性への理解促進による共生社会の実現
- ②地域移行の促進による住み慣れた地域での暮らしの確保、福祉サービスの質の向上、緊急時等の支援体制の確保
- ③障がいのある人のライフステージを通じて一貫して支援ができる相談支援の確保と質の向上
- ④障がいのある人の雇用機会の拡大や就労支援サービスの深化
- ⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達障がい支援等の強化

6. 現行計画に追加する数値目標

現行計画により成果を挙げてきているものもあり、次期計画においても、継続・拡充を図る。主に拡充する目標は2項目

継続する目標

施設入所者等の地域生活への移行

②に対応

精神障がいのある人の地域移行

②に対応

緊急時等における受入れ体制の確保

②に対応

一般就労への移行等

④に対応

発達障がい児・医療的ケア児等の支援体制の確保

⑤に対応



追加する目標

相談支援体制の充実強化等

③に対応

障害福祉サービス等の質の向上

②に対応